

の推進、②食生活改善や運動の促進などの生活習慣の改善、③乳がん検診の充実強化などがん検診の受診促進、④最先端の医療機器の導入など県立がんセンターの機能強化、⑤産学公共同によるがん臨床研究・情報発信拠点のしくみづくり、⑥地域がん診療（連携）拠点病院のネットワークづくり、⑦一人ひとりを尊重したターミナルケアの提供です。この10ヵ年戦略の実施のなかで、神奈川県議会議員の一部からより実りある対策を行うためには「県条例を策定すべき」という意見が出されましたが、県行政の対応は「条例までは必要ない」という姿勢であったことから、超党派の有志議員により2007年末に「神奈川県がん克服条例」案が提出され、2008年2月の定例県議会で成立という経緯で生まれました。この条例は11条から構成され、その内容は国の基本法や島根、高知、新潟の条例と殆ど同じですが、1点、神奈川県条例にのみ特徴的な条文があります。それは、第6条第2項において「県は、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度）その他の必要な施策を講じるものとする。」という条文が加わっていることです。明確に「地域がん登録」を記述したことによる神奈川県地域がん登録の届出等の実務への効果は未だ観察されていません。しかし、県の地域がん登録の主管課では、この条例に基づいて届出の勧奨をより強固に働きかけることができ、精度向上を目指すことができると期待しているところです。今後、本条例の効果についての検証を行いたいと思っています。

神奈川県のがん対策の情報提供として、もう1点述べさせて下さい。それは「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定に向けた動きです。この条例も知事の肝いりで進められており、2008年度末には成立させる予定です。条例の内容については検討委員会が組織され（委員長：津金昌一郎先生）、2007年11月に第1回の委員会が開催され、2008年6月までに5回開かれています。検討会で常に議論されているのは「公共的施設を何処までとするか」です。原案で

は職場、家庭を除いた場所で、公的施設、病院、学校、娯楽施設、飲食店等としています。委員の意見では、「職場は公共の場とすべき」という積極的な立場と「小規模の飲食店は客が減る」という消極的立場があるようです。数回の検討会でも意見が折り合わず、平行線のまま回が重ねられているようです。折角の条例が、形式的な条例に止まらないように働きかけをしたと思っています。委員会では、条例のタイトルについても「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」に変更してはどうかという意見も出ているところです。いずれにしても、がん対策における禁煙や受動喫煙の防止は重要な施策であることから、今後の展開を注視して行かねばならないと思っております。

このような神奈川県のがん対策の動きが「がん罹患、死亡の激減」に寄与し、地方公共団体の活動における1つのモデルになればと期待する次第です。

改正統計法と地域がん登録

辻 一郎

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野
平成19年5月23日に、改正統計法が告示された。60年ぶりの完全改正であり、これにより政府統計のあり方が大きく変わる。告示の際に総務省政策統括官（統計基準担当）が発行した周知用パンフレット「統計法が変わります」の表紙には「行政のための統計」から「社会基盤としての統計」へという見出しに続いて、「公的機関が作成する統計が、より体系的・効率的に整備され、国民・事業者の方々にもより使いやすいものとなるよう、統計法が全面的に改正されます」と書かれている。そして新しい統計法の四本柱として、(1) 公的統計の体系的・計画的整備の推進、(2) 統計データの有効利用の促進、(3) 統計調査の対象者の秘密保護の強化、(4) 統計整備の「司令塔」機能の強化、が打ち出されている。

そして「司令塔」機能を果たす機関として、統計委員会が内閣府に設置された。統計委員会は、学界10

名、実業界2名、日本銀行1名の合計13名で構成されている。そして大学に所属する10名は、竹内啓・委員長（数理統計学・経済学）、吉川洋・副委員長（経済学）を始め、ほぼ全員が経済学かその関連分野の研究者である。医学系の研究者は皆無である（わずかに、本協議会のリーダーでもある児玉和紀先生が専門部会の委員を務めるのみである）。

「これはあまりではないか！ 国民の生命と健康福祉、そもそも指定統計第5号を何と心得るのか！」

そのように熱くなった筆者は、日本の学界全般にも政府にも影響力を有する（今回は連結不可能匿名化にさせていただきます）ある方とお会いする機会があったので、その旨を申し上げると、

「政府統計の利活用に関して、これまで医学系と経済系と、それぞれがどのような取組みをしてきたか、勉強してみたらいいですよ」

と、言われてしまった。それを契機に調べてみると、確かに今回の法改正は、彼らの積年の努力と組織的な戦略が制度化されたものと言っても過言ではないことが分かった。たとえば、統計委員会で中心的な役割を果たしている某先生は、10年以上も前から政府統計の利活用の促進を研究テーマにしておられ、マイクロデータやデータアーカイブの具体像を提言しておられた。

そして一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターは、総務省統計局統計調査部の依頼に応じて、全国消費実態調査などの政府統計より秘匿処理済みのマイクロデータを構築して、学術研究のために提供する試行的システムを2004年に始めた。

そして2007年の法改正である。同年10月3日の日本経済新聞「経済教室」で、猪木武徳・日本経済学会会長は、今回の統計法改正を解説されたうえで、上記のシステム構築が「今回の新法への足場となったことは記録されてしかるべきであろう」と述べておられる。まさに、勝利宣言！

さて、地域がん登録に関係する方々の多くは、今回の法改正に対して微妙なお気持なのではなからうか。

それは、今回の法改正で促進されたものと曖昧なままにされたものとの違いが、あまりに明白だったことによると思われる。

つまり経済学の研究を行ううえで、個人情報に不可欠となる場面は実は少ない。そのせいもあって匿名化を前提としたマイクロデータが構築され、匿名化した政府統計の利活用の方策が整備された。一方、地域がん登録を行ううえで、個人の同定は不可欠である。しかし、そのことは、今回の法改正の関係者にはあまり知られていなかったのかもしれない。知らない以上は、施策にも反映しようがなかったのであろう。

しかし、その責任は、知らなかった側よりも、うまく知らせることのできなかった側に求めざるを得ない。自戒の念も込めて、そう思うのである。経済系の方々が、共通の目標に向けて、実に粘り強く、理論と実践を積み重ね、行政とも連携して、戦略的に法改正の流れを推し進めていった経緯は、我々が大いに学ぶべきことである。そのうえで、地域がん登録、医学会、そして行政部門がともに手を携えて何をどのように行うべきなのかについて、議論を深め、戦略的な取組みを始めなければならない。10年遅れながら、いま始めなければさらに後れを取ってしまう。

我々の調査研究環境が改善することは、単に我々の生産性が上がるだけのことではない。国民の健康や福祉が改善し、社会そのものが豊かになることなのである。その道のりを示しつつ、歩み始めようではないか。

がん対策情報センターにおけるがんの統計情報の整備

片野田 耕太

国立がんセンターがん対策情報センター
がん情報・統計部

2008年6月、がんの死亡および罹患（全国推計値）の最新データが国立がんセンターがん対策情報センターのウェブページ「がん情報サービス」（<http://ganjoho.ncc.go.jp/professional/statistics/statistics.html>）で公開されました。死亡は2006年死亡例、罹患